

## 品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付要綱

制定	平成12年5月10日区長決定	要綱第 88号
改正	平成13年3月30日部長決定	要綱第 88号
改正	平成15年3月25日部長決定	要綱第 17号
改正	平成21年3月11日部長決定	要綱第 23号
改正	平成27年4月 1日部長決定	要綱第335号
改正	令和 3年3月29日区長決定	要綱第 66号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）において家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入する区民に対し、費用の一部を助成することにより、リサイクルの推進およびごみの減量に対する区民の意識向上を図ることを目的とする。

### (助成対象)

第2条 この要綱において、助成の対象となる処理機とは、手動または電動により生ごみを攪拌し、加温および送風により減量または微生物による分解や堆肥化を行う家庭用の機器をいう。ただし、住宅付帯設備となるディスポーザー式のものは対象外とする。

### (助成の対象者)

第3条 助成金は、次に掲げる要件に該当する者に交付する。

- (1) 区内に住所を有すること。
- (2) 区内で継続して使用するものであること。
- (3) 同一世帯で1年以内にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 処理機から生成した減量ごみまたは堆肥を自ら適正に処理できること。
- (5) 処理機の使用状況等について、区が実施するアンケートに協力できること。

### (助成金額および対象者数)

第4条 助成金の交付は、1世帯あたり当該年度内に1台限りとし、その額は、処理機本体の購入に要した費用（送料および付属品に要した費用は除く。）の3分の1について交付するものとし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、本体購入価格が60,000円を超えた場合は20,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する処理機本体の購入に要した費用は、販売店のポイントやクーポン等で割引きされた価格を除いた額で算出するものとする。
- 3 助成する対象者数は、毎年度予算の範囲内で別に都市環境部長が定める。

### (助成金交付の申込み)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、区長に対しあがきまたは電子申請サービスにより申込みするものとする。

- 2 前項の申込みは、処理機の購入前に行うものとする。ただし、購入した日から3ヵ月が経過する日前の場合は、購入後においても、申込みを行うことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、申込み期間等は別に定める。  
(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申込みがあった場合において、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付・不交付決定通知書（第1号様式）により申込者に通知する。ただし、申込者が助成対象者数を超えた場合は、抽選等により決定する。  
(助成金の交付申請)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「申請者」という。）は、区長に対して、品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 対象機器の購入に要した金額、購入日、販売店名、機種名等がわかる領収書または家庭用生ごみ処理機販売証明書（第3号様式）
- (2) 支払金口座振替依頼書  
(助成金の交付額決定)

第8条 区長は、前条による申請があり、関係書類等により適当であると認めたときは助成金の交付額を決定し、品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金交付額決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた助成予定者は、品川区家庭用生ごみ処理機購入費助成金請求書（第5号様式）により速やかに区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 区長は、申請者の金融機関口座に振り込む方法により助成金を交付する。

(助成金の取消しおよび返還)

第11条 区長は、助成金の交付の決定を受けた者が偽りまたは不正の手段により交付決定を受けたときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。  
2 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。